

山梨県公報

第千二百二十五号

平成十三年

九月六日

木曜日

目次

保安林の指定の予定…………… 四八九

道路の区域変更(五件)…………… 四八九

道路の供用開始(二件)…………… 四九一

公告……………

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 四九一

土地改良区役員の退任及び就任…………… 四九一

公安委員会……………

遊技機の型式の検定…………… 四九二

告示

山梨県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年九月六日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡下郡町清沢字細尾八〇一、八〇二から八〇七まで(以上六筆について合併)、常葉字山口山七六五七、南巨摩郡身延町帯金字高澤四二四七から四三五一まで、四三三五、四三五六、皷沢町西風尾六〇八二、芝山六〇八三、中富町大字飯富字崩八三七、八四〇、八四一、字大石八六七、八六八、字南栗沢九〇一から九〇三まで、九〇六から九〇八まで、九一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字細尾八〇二から八〇七まで(以上六筆について合併)・字山口山七六五七・字高澤四三四九から四三五一まで・四三五六・西風尾六〇八二・芝山六〇八三・字崩八三七・八四一・字大石八六七・八六八・字南栗沢九〇二・九〇三・九〇六・九〇七(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年九月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府櫛形線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四〇二番の三地先から 中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四〇五番の一地先まで	七・〇 一〇・〇	七・五 一〇・〇	一〇三・六	一〇三・六

山梨県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 一般国道
 - 二 路線名 一四〇号
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		
東山梨郡牧丘町室伏字向田二二六二番の一地先から 塩山市藤木字久保一八四六番の一地先まで	旧		七・二丁 三二・二	二三五八・〇
東山梨郡牧丘町室伏字向田二二六三番の一地先から 塩山市藤木字久保一八四六番の一地先まで	新		一四・二丁 九九・四	三一九六・三
東山梨郡牧丘町室伏字向田二二六三番の一地先から 塩山市藤木字久保一八四六番の一地先まで	新		一四・二丁 九九・四	三一九六・三

山梨県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 割子中富線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		
西八代郡下部町大字上田原字田中二七〇番の二地先から	旧		四・〇丁 七・五	七四・〇
西八代郡下部町大字上田原字田中二六二番の三地先まで	新		四・〇丁 二九・五	七四・〇

山梨県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 一般国道
 - 二 路線名 四一三号
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		
南都留郡道志村字戸渡六六四三番の七地先から 南都留郡道志村字岡道沢六四四五番の九地先まで	旧		一一・二丁 三一・〇	八五・〇
南都留郡道志村字戸渡六六四三番の七地先から 南都留郡道志村字岡道沢六四四五番の九地先まで	新		九・三丁 四六・二	八五・〇

山梨県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 上野原あきる野線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		
北都留郡上野原町大字柵原字石井二〇一七番の一地内	旧		一一・五丁 一七・〇	二五・〇
北都留郡上野原町大字柵原字石井二〇一七番の一地内	新		一三・〇丁 二二・〇	二五・〇

山梨県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	割子中富線	西八代郡下部町大字上田原字田中二七〇番の二地先から西八代郡下部町大字上田原字田中二六二番の三地先まで		一〇二・〇	平成十三年九月六日

山梨県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	四二二号	南都留郡道志村字戸渡六六四三番の七地先から南都留郡道志村字岡道沢六四四五番の九地先まで		八五・〇	平成十三年九月六日

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡白根町在家塚字神ノ木六三九の一、六三九の三、六三九の四、六三九の五、六三九の六、六三九の七、六三九の八、六三九の九、六三九の一〇、六三九の一、六三九の二、六三九の三、六三九の四、六三九の一四、六三九の一五、六三九の一六及び六三九の一七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 水路 園路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び白根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役 藤澤 進

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小淵沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
一 退 任			
理事	佐藤 為俊	北巨摩郡小淵沢町三三三四番地	平成十三年七月二十八日
	進藤 正金	六一〇四番地	
	小林 直樹	六三三九番地一	
	清水 孝平	八三一八番地	
	中山 秀則	八八二九番地	
	今井 賢一	上笹尾二九六九番地三	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番